

- 一、皆勤賞 廢止（八、六八〇圓）
- 一、一、檢針手當 減額（三、三六〇圓ノ内六七〇圓減）
- 二、別冊「備員ニ關スル諸規程改正要綱」中
  - （一）「三、停年々齡」ノ項ハ電氣局側ニ於テ撤回スルコト
  - （二）「十二、其他」ノ内
    - （4）「共済組合都會及支部會」ノ項ハ現行通りトシ
    - （5）ノ項ヲ
- 「部會員、評議員及會議員ハ其會議ニ出席スル場合及上司ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除キ本務ヲ執ラシムルコトトス」ト改ムルコト
- 三、本協定ハ昭和七年十二月一日ヨリ之ヲ實施スルコト
- 四、正當ナル理由ナクシテ解雇ヲ行ハサルコト

昭和七年十一月十一日

以上  
 吉田 茂  
 道家 齋一郎  
 膳 桂之助

立石 信郎  
 齋藤 修一  
 林 忠美  
 河野 平次  
 井淵 清行  
 山下 卯三郎

右ノ通り調停手續終了セル旨即日議長ヨリ届出アリタルニ依リ十一月十日警視廳告示第三百五十九號ヲ以テ公示シタリ次デ十一月十三日議長ヨリ委員會ノ願末報告アリタルニ付キ其報告要旨ヲ十一月十四日警視廳告示第三百六十號ヲ以テ公表シタリ。